

幸区区民会議運営要領の策定方針について

1 運営要領の制定趣旨

運営に関し、効率的かつ自律的になされるために必要な事項を定める。

2 課題等の把握

- * 委員長は、会議の所掌事務の目的を達成するため、地域社会の課題等について、委員及び区民からの意見並びに区役所業務等を通じ積極的に把握し、これを取りまとめ、審議事項の選定について区民会議に諮る。
- * 審議事項の選定は、全体会議において行うほか、専門部会を活用する。

3 調査審議

- * 調査審議は、出席委員の一致により決することを原則。これによりがたいときは、別途規定を設ける。
- * 委員長は、調査審議結果について取りまとめ すみやかに市長・区長に提出する。
- * 最終年度は、審議継続中の事項を含め必要な事項について市長・区長に報告する。

4 推薦団体の説明

区長は、推薦団体の見直しを行った場合、その理由等を委員に説明する。

5 会議の運営

区民会議の回数や時期、時間帯等について、委員長が専門部会を活用し決める。

6 専門部会

- * 調査検討型と世話人会型の2種類の専門部会を設置する。
- * 専門部会の部会長は、部会員の互選で選出する。
- * 専門部会における調査検討の結果は、出席部会員の一致により決する。
- * 部会長は、専門部会の調査検討状況について、区民会議において報告する。
- * 調査検討の結果を取りまとめた場合には、すみやかに委員長に報告する。